

沿岸バス ソーシャルメディア 運用ポリシー

沿岸バス株式会社

第1 目的

沿岸バス（以下「当社」とする。）は、即時性と情報の拡散性を特徴とするソーシャルメディア（以下「本ソーシャルメディア」とする。）より、Twitter（以下「ツイッター」とする。）および Facebook（以下「フェイスブック」とする。）を当社の広報媒体のひとつとして活用し、ウェブサイトと連動しながら、当社の旅客自動車運送事業及び沿線の魅力等に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

第2 用語の定義

本ソーシャルメディアに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) ツイッター : ツイッター社が提供しているソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) をいう。
- (2) フェイスブック : フェイスブック者が提供しているソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) をいう。
- (3) アカウント : ソーシャルメディアを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート : ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ : 他のユーザーに返信することをいう。
- (6) リツイート : 他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (7) フォロー : 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

第3 運用主体

本ソーシャルメディアの運営主体は、営業部とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートをを行う。

- 2 ツイッターのアカウント名は、「@enganbus」とする。
- 3 フェイスブックのアカウント名は、「enganbus／沿岸バス」とする。

第4 発信時間

原則として、発信時間は定めない。

第5 発信内容

本ソーシャルメディアは、次に掲げる事項を配信する。

- (1) 当社バス事業（乗合・貸切）に関する情報
- (2) 当社主催の募集型企画旅行に関する情報
- (3) 当社の路線バス沿線又は隣接する地域、公共交通機関の情報
- (4) 道路管理者・警察等の発表にもとづく幹線道路の通行止等規制情報
- (5) ユーザビリティの高い企業・団体アカウントの情報
- (6) 自社オリジナルキャラクター及びこれに通ずるサブカルチャー関係の情報
- (7) 事故や危険な状況など緊急時の情報
- (8) その他、当社が特に必要と認めるもの

第6 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ソーシャルメディアは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライは行わない。ただし、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあっては、この限りではない。

第7 ウェブサイトとのリンク

本ソーシャルメディアより配信するリンク先は、原則として国、都道府県、他自治体、公共交通機関、企業及び団体等が運用するウェブサイトとする。ただし、当社が特に必要と認めるものにあっては、この限りではない。

第8 運用留意事項

本ソーシャルメディアの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 当社アカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ソーシャルメディアのアカウント名及び基本的な情報を自社ウェブサイト上に明示する。
- (2) 情報は正確に記述する。やむを得ず分割・連続して配信する場合は、次項に続く旨を表記し、齟齬が生じないようにつとめる。
- (3) 配信するリンク先は、本来の URL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL 短縮サービスを使用しない。
- (4) 配信する際は、各ソーシャルメディアの規定及び関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (5) 意図せずして当社が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

第9 その他

その他、本ソーシャルメディアの運用ポリシーの実施について必要な事項は、本社営業部が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、平成 23 年 1 月 18 日から施行する。

附則

この運用ポリシーは、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この運用ポリシーは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用ポリシーは、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附則

この運用ポリシーは、平成 30 年 2 月 24 日から施行する。

附則

この運用ポリシーは、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。